

## 敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価に関する 事実関係について（その6）

### <原子力規制庁との面談に関する検証①>

規制庁は面談の際に、当社が再三に亘り行った申し入れなどの扱いについて「整理する」、「検討する」旨の回答を行っています。しかしながら、当社は、今まで一度も、その結果を説明していただいたことはありません。

#### 【平成26年11月13日の面談記録<sup>※1</sup>】

・・・

○先方（事業者）から、添付資料について説明の上、・・・

- ・当社としては、有識者に事実誤認などがあれば正しい判断はできないと考えるので、次回も事業者との議論を継続して、論点ごとに丁寧に議論していただくことを強くお願いしたい。
- ・また、まとめられた評価書の中に、仮に重大な事実誤認があった場合には、事業者が事後的にどのように対応が取れるのか、という問題もある。

との発言があった。

○当方（規制庁）からは、・・・

- ・申し入れの取り扱いも含め、規制庁としても整理する。

旨回答した。

※1：URL（<http://www.nsr.go.jp/data/000052981.pdf>）

#### 【平成26年12月5日の面談記録<sup>※2</sup>】

・・・

○また、先方（事業者）から、

- ・評価書案について、ピアレビュー会合の前に、あらためて事業者も交えて議論する機会が欲しい。
- ・1月の現地調査にピアレビューの先生方にも参加いただいたこともあり、ピアレビューの先生方にも新しいデータを説明する機会を設けて欲しい。

との申し入れがあった。

○当方（規制庁）からは、申し入れについては取り扱いを検討するが、ピアレビューは5名の有識者とその他の有識者の間で議論を行うものであり、ピアレビューの先生方に事業者から説明を行う必要はないと考える旨回答した。

※2：URL（<http://www.nsr.go.jp/data/000090833.pdf>）

#### 【平成26年12月9日の面談記録<sup>※3</sup>】

- 先方（事業者）から、添付資料を基に、11/19の敦賀発電所敷地内破砕帯に関する有識者会合で示された評価書案について、事実誤認の可能性や事実関係の記載が十分ではない点、矛盾している点、観察事実に基づいていない点、抽象的な議論となっている点等があるのではないか、という説明を受けた。
- 当方（規制庁）から、・・・事実誤認などについて事務局でも整理する。

※3：URL（<http://www.nsr.go.jp/data/000090835.pdf>）

#### 【平成27年3月5日の面談記録<sup>※4</sup>】

- ・・・
- 先方（事業者）から、評価書の規制委における扱いについて、「申し入れ」の3.及び別紙2に基づき説明を受けた。
- ・当方（規制庁）からは、当方でも議論の上、回答について検討する、と回答した。

※4：URL（<http://www.nsr.go.jp/data/000100454.pdf>）

#### 【平成27年3月24日の面談記録<sup>※5</sup>】

- 先方（事業者）から、規制委員会に対し、資料1の申し入れを受けた。
- ・当方（規制庁）からは、申し入れについては各規制委員に伝えると回答した。
- また、先方（事業者）からは、・・・3/5の質問状に対する回答についてあらためて要請があった。
- ・当方（規制庁）からは、3/5の質問に対する回答の準備を行っており、あらためて回答する旨伝えた。

※5：URL（<http://www.nsr.go.jp/data/000103006.pdf>）

以上のとおり、規制庁は面談の度毎に、「整理する」、「検討する」旨の回答をしていたにも拘らず、その結果を当社に一度も説明されることのないまま、平成27年3月25日の原子力規制委員会に評価書を報告しました。

以 上